平成２２年（フ）第５７５号
千葉県船橋市金杉台１丁目２番２棟401号
債務者　伊藤　晶子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５９７号
千葉市若葉区西都賀３丁目19番28―101号
債務者　佐藤　秀雄
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６０４号
千葉県市川市南八幡３丁目11番９―302号
クレスト喜山
債務者　岩舘　義信
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６０５号
千葉県市川市本北方２丁目21番15号　ハイツ・カサブランカ203
債務者　上野　龍夫
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６３６号
千葉県市原市西広６丁目３番地２フォレスト広川Ａ―11号棟
債務者　有泉　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９５号
千葉県浦安市海楽１丁目14番46号　ハイツユキ102
債務者　福田　秀満
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７号
長野県松本市大字里山辺1588番地　小林住宅Ｃ棟
債務者　高橋　　一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１３８号
長野県松本市大字里山辺1588番地　小林住宅Ｃ棟
債務者　高橋由佳梨（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６３９号
岐阜県関市虹ケ丘北２番９号
債務者　林　　一広
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９２号
岐阜市加納花ノ木町19番地
債務者　小坂　清子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５９号
岐阜県岐阜市上土居782番地８
債務者　長谷川豊仁
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２６９号
岐阜県瑞穂市別府452番地１
債務者　堀　　律子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８８号
岐阜県各務原市蘇原希望町２丁目17番地　ナビハイツ第３六軒104
債務者　小酒井佐登美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３０２号
岐阜県各務原市各務おがせ町３丁目38番地
債務者　野村　和穂
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３０３号
岐阜県各務原市各務おがせ町３丁目38番地
債務者　野村　陽子（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本242番地の１
清和荘２号室
債務者　戸舘　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第１５４号
兵庫県川辺郡猪名川町清水字北谷31番地の15
債務者　スナック茶々こと　前田恵美子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部